

議案第五三號

職員の休日及び休暇に関する条例の制定について

職員の休日及び休暇に関する条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十一年六月二十七日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾壹年六月二十七日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



職員の休日及び休暇に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基き職員の休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(休日)

第二条 職員の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日とする。

(休暇)

第三条 職員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とする。

2. 有給休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 年次休暇

二 病氣休暇

三 特別休暇

四 年始及び年末の休暇

(年次休暇)

第四条 職員は任命権者又はその委任を受けた者（以下「所屬長」という。）の承認を得て、町規則の定めるところにより一年につき二十日をこえない範囲内で有給休暇を受けられることができる。

(病氣休暇)

第五条 職員は、負傷又は疾病により療養を要する場合には、町規則の定めるところにより所屬長の承認を得て有給休暇を受けられることができる。

(特別休暇)

第六条 職員は、前二条に規定するもののほか特別の理由がある場合には、町規則の定めるところにより所屬長の承認を得て有給休暇を受けられることができる。

(年次及び年末の休暇)

第七条 一月二日及び三日並びに十二月二十九日、三十日及び三十一日は、年始及び年末の有給休暇とする。

(無給休暇)

第八条 職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第三十五号）の規による専従休暇の期間は無給とする。

(規則への委任)

第九条 この条例の実施に關し必要な事項は町規則で定める。

附 則

この条例は、^{公布の日から起算して}昭和四十一年四月一日から適用する。